中央区花と緑のまちづくり推進要綱実施細目

19 中土公第 ９６号
平成 20 年３月 31 日

Ⅰ　緑化基準

１　植栽の標準

(1) 接道部緑化

①　接道部の植栽幅は、0.5 メートル以上を確保する。
②　植栽基盤の縁石などの高さは極力低くし、0.4 メートルを超えないようにする。
③　塀やフェンスを接道部に設置する必要がある場合は、道路境界からセットバックし、道路側を緑化する。
④　ベランダには植栽基盤を設置し、道路側から見えるように樹木やツル植物等の植栽をする。
⑤　壁面は、登はん型や下垂型のツル植物等で覆うように植栽する。

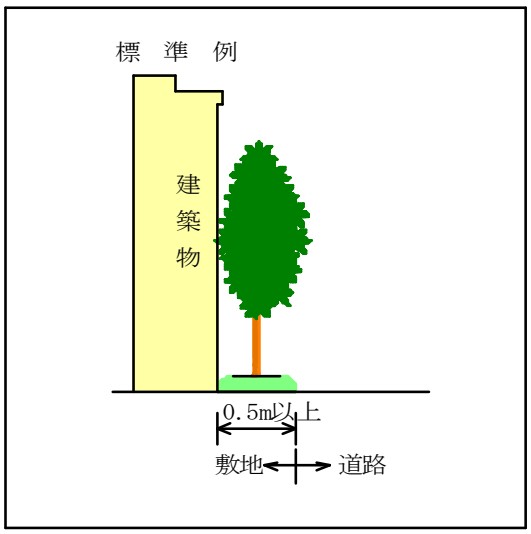

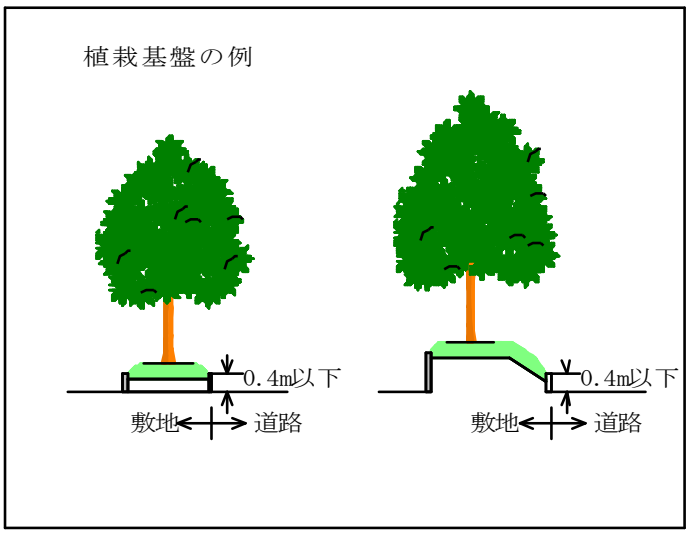

(2) 地上部緑化

①　接道部以外の地上部では、既存樹木の活用による自然の回復に努めるとともに、良好な緑地を確保する。
②　高木又は低木のみではなく、高・中・低木をバランス良く配置する。
③　単種の樹木のみではなく、多くの種類の樹木をバランス良く配置する。
④　樹木の種類は、鳥や蝶などが好む花や実のなる木も植栽するように努める。
なお、大気浄化作用の大きい樹種や、乾燥に強い樹種の植栽にも配慮する。
⑤　敷地内の駐車場や通路は、ツリーサークルなどを設け、高木による植栽を行うなど、舗装面をできるだけ緑で覆う。

(3) 屋上等緑化

ア　屋上緑化

① 建築物への影響を防止するため、植栽による荷重が設計積載荷重を超えないよう注意する。

② 植栽基盤は設置場所の特性に応じて、素材、構造、規模等を工夫する。灌水が必要な植栽基盤は、保水能力を向上させるとともに給水設備を設置する。また、灌水用水には、雨水や循環水を有効活用し、節水に努める。

④ 樹種、植栽基盤等は、風の影響を十分配慮して選定する。

⑤ 植栽樹木やプランター等の落下防止対策に十分留意して施工する。

イ　ベランダ緑化

① 屋上植栽と同様に、十分な植栽基盤を確保するとともに、災害時の避難通路に配慮しつつ緑化する。

② 手すりやひさしなどの部分もツル植物や多年草などで、できるだけ緑化する。

③ 植栽樹木やプランター等の落下防止対策に十分留意して施工する。

ウ　壁面緑化

① 屋上植栽と同様に、十分な植栽基盤を確保して緑化する。

② 登はん型のツル植物等で壁面を直接覆うか、補助資材を用いて登はんを誘引して緑化する。

③ 屋上やベランダに設置した植栽ますから下垂型のツル植物等で壁面を覆う。

④ 補助資材等の落下防止対策に十分留意して施工する。

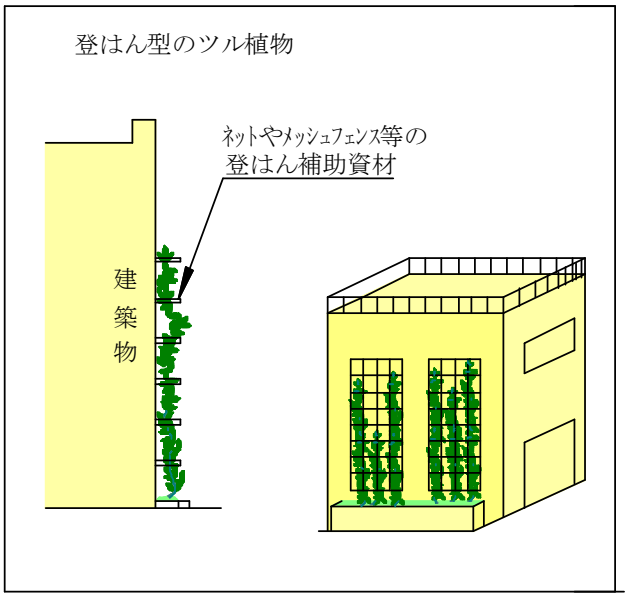

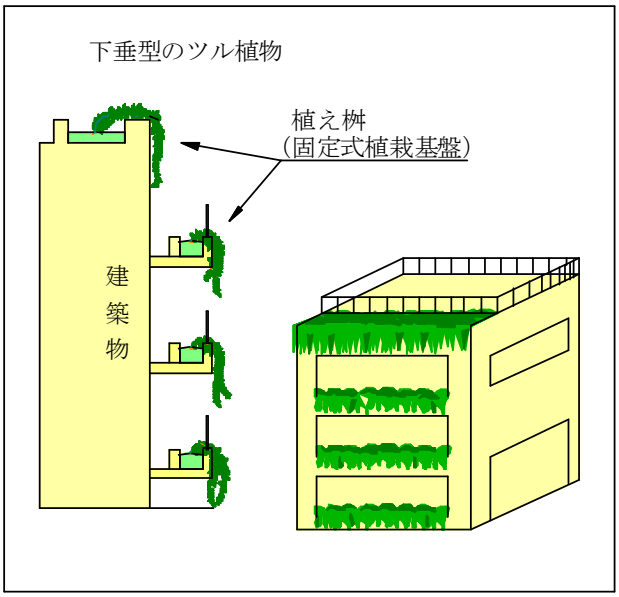

2　緑化延長及び緑化面積の算定

(1) 接道部緑化延長

①　接道部の緑化延長は、道路に面する地上部緑化及びベランダ・壁面緑化の長さを合計して算出する。

　各項目ごとの算出方法は②～④のとおりとする。

　ただし、重複部分は差し引く。

（例）

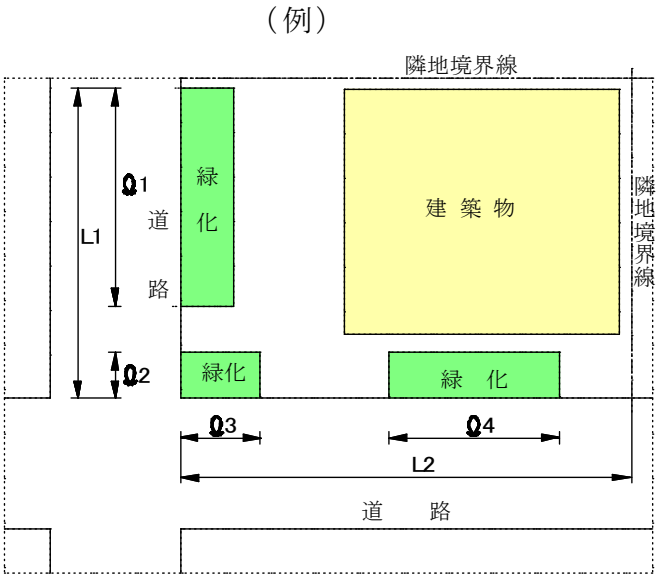

接道部延長

　Ｌ＝Ｌ1＋Ｌ2

接道部緑化延長

　ℓ ＝ℓ 1＋ℓ 2＋ℓ 3＋ℓ 4

②　道路に面した緑地及び生け垣は、その長さとする。ただし、高木の樹冠が緑地をはみ出るときは、その部分の長さも緑化延長に加える。

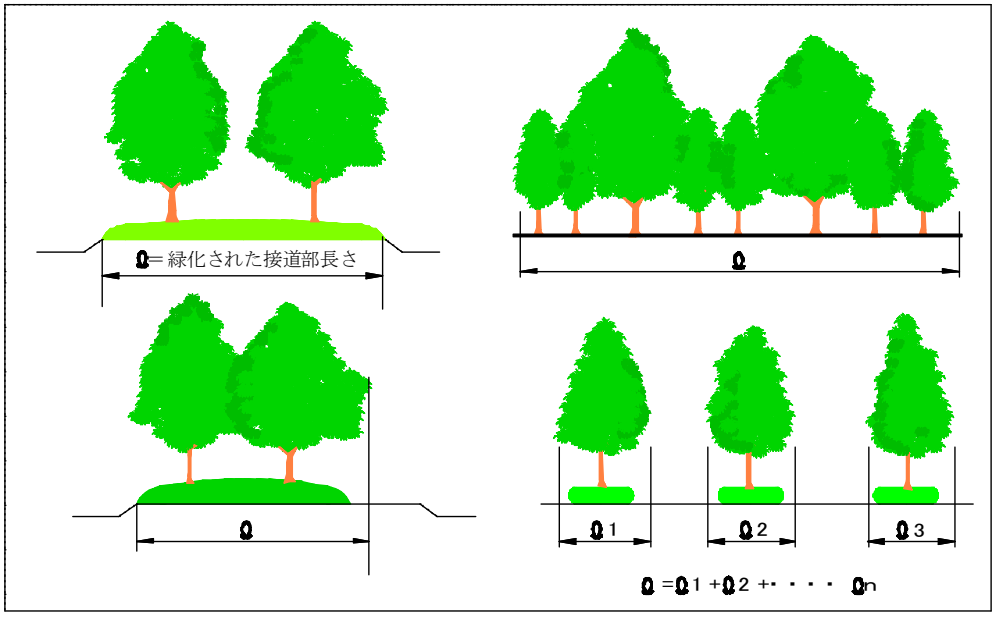

③　単独木の場合は、道路に面した樹木の樹冠径を接道長さとする。

　なお、高木については、１本当たり接道長さ２メートルとして計算する。

　また、樹高が３メートルを超えるものについては、その高さの７割を接道長さとして算定できる。

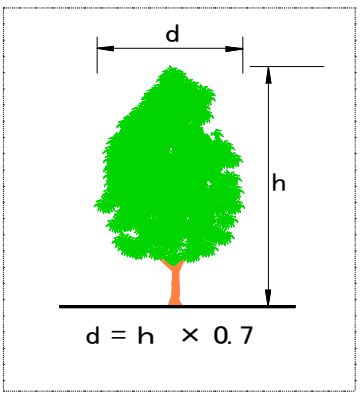

④　地上部からの高さが１０m以下において、道路に接する壁面にツル植物による緑化（将来的に目の高さ（ 1.5m）の壁面部分まで緑化されること。）又は、ベランダに樹木による緑化（樹木は道路から見えていること。）を行った場合は、重複部分を除いて、接道部緑化長さに加えることができる。

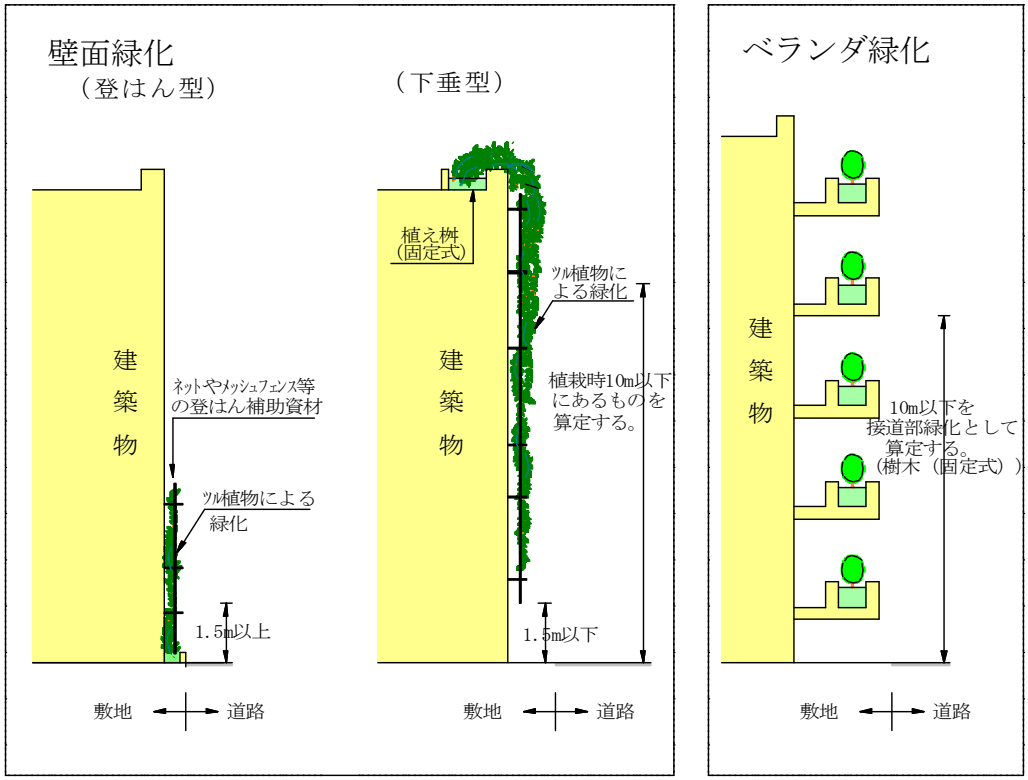

(2) 地上部緑化面積

ア　樹木等による緑化

縁石等で区画された土地を緑化面積とする。また、区画からはみ出た樹冠の部分も緑化面積に加える。

イ　単独木

①　高木

樹冠投影面積を緑化面積とする。ただし、樹木の高さの７割を直径とする円の面積を緑化面積として算定できる。

②　中木

樹冠投影面積を緑化面積とする。ただし、１本につき１平方メートルと算定することができる。

③　低木

樹冠投影面積を緑化面積とする。ただし、１本につき 0.1 平方メートルと算定することができる。

(3) 屋上等（屋上、壁面、ベランダ）緑化面積

① 樹木、芝、多年草等を植栽した植栽基盤の面積を緑化面積とする。また、植栽基盤からはみ出した樹冠の部分も緑化面積に加える。なお、可動式植栽基盤の容量は100リットル以上のものを対象とする。

② 建築物の外壁に地上からツル植物等が壁面を覆うようにした場合は、植栽時にツル植物等が壁面を覆う面積を緑化面積とする。

ただし、壁面に補助機材を使用してツル植物等が壁面を覆うようにした場合は、補助機材が覆う壁面の面積を緑化面積とすることができる。

③ 建築物の外壁に、屋上等からツル植物等が壁面を覆うようにした場合は、植栽時にツル植物等が壁面を覆う面積を緑化面積とする。ただし、下垂長さが１メートル未満のものは１メートルとみなす。

Ⅱ 助成基準

１ 緑化事業

(1) 共通

ア 助成の対象

① 新たに緑化される部分及び増設される緑化部分。

② 既存構造物撤去、植栽ます、樹木防護蓋、プランター、土、防水設備、かん水設備、壁面緑化用補助機材等の基盤整備に要する費用及び樹木、地被類、芝、ツル植物、多年草等の植栽に要する費用とする。

③ 縁石等で区画された部分を緑化面積とする。

④ 樹木の樹冠が緑地をはみ出るときは、その部分も緑化面積に加える。

⑤ 可動式植栽基盤（プランター等）の場合は、容量が100リットル以上のものとする。

⑥ 壁面緑化の場合は、接道部にあっても壁面緑化とする。

イ 助成対象外

① 営利の集客を目的とする施設。

② 既存施設の更新、補植等。

③ 総合設計制度等の適用施設。

④ 同一敷地内で、過去５年以内にこの要綱に基づく助成を受けた施設。

(2) 接道部緑化

① 植栽幅は0.5メートル以上であること。

② 良好な景観を創造するものであること。

③ 安定した緑として、維持管理できること。

(3) 地上部緑化

安定した緑として、維持管理できること。

(4) 屋上等緑化

① 壁面緑化の場合は、ツル植物等が壁面を覆う面積を緑化面積とする。
ただし、壁面に補助機材を使用して、ツル植物等が壁面を覆うようにした場合は、補助機材が覆う壁面の面積を緑化面積とする。

② 安定した緑として、維持管理できること。

2 保護育成事業

(1) 緑地の育成

助成を受けて造成した緑地で、良好に維持管理されているもの。

(2) 樹木の保護育成

良好に維持管理されており、今後も引き続き存続するもの。